

令和2年 6月 24日
健康福祉部青少年家庭課
児童・家庭相談支援スタッフ
岩本
Tel 0852-22-6392
Fax 0852-22-6045

被措置児童等虐待の状況等に関する定期公表（令和元年度分）

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和元年度に島根県において認定した被措置児童等虐待の状況等について、下記のとおり公表します。

記

1 被措置児童等虐待の状況

令和元年度認定件数 1件

2 被措置児童等虐待事案の状況

（1）虐待の種別

心理的虐待、身体的虐待

（2）施設の種別

社会的養護関係施設

（3）県が講じた措置

- ・施設職員に聞き取り調査を実施
- ・島根県社会福祉審議会児童専門分科会児童処遇部会に報告
- ・児童福祉法第30条の2に基づく報告聴取

*被措置児童等虐待 児童養護施設などの施設等に入所措置等をされている児童（被措置児童等）が施設職員等から、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を受けること。

*第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の八第二項、第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条及び第四十八条の三において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。